

清泉女子大学D X推進委員会規程

(目的)

第1条 本学におけるD X(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を目的とする「清泉女子大学D X推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、学長に意見を述べるものとする。

- 1 本学におけるD X推進についての基本的な方向に関すること
- 2 本学における「教育」と「研究」及び事務的支援機能の効率化及び高度化に関すること
- 3 その他、本学におけるD X推進に関し必要な事項

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- 1 副学長(教学担当)
 - 2 学部長
 - 3 情報運営委員会委員
- ② 委員会に委員長を置き、委員長は前項第1号の副学長をもって充てる。
- ③ 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- ④ 委員長は、委員会の業務及び運営を統括する。
- ⑤ 委員長は、必要に応じて学長に助言を求め委員会における審議を深めるとともに、委員会を適切に運営するよう努めるものとする。

(議事)

第4条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- ② 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(意見聴取)

第5条 委員長は必要に応じ、第3条第1項に定める者以外の教職員に委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会における審議内容等を学長に報告し、指示を受けるものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、情報環境センター事務室が所管する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日より施行する。